○神戸学院大学大学院学則

昭和49年4月1日
制定
改正　昭和50年4月1日
昭和51年4月1日
昭和52年4月1日
昭和53年4月1日
昭和54年4月1日
昭和55年4月1日
昭和56年4月1日
昭和57年4月1日
昭和58年4月1日
昭和59年4月1日
昭和60年4月1日
昭和61年4月1日
昭和62年4月1日
1990年4月1日
1991年4月1日
1992年4月1日
1993年4月1日
1994年4月1日
1995年4月1日
1996年4月1日
1996年7月25日
1997年4月1日
1998年4月1日
1999年4月1日
1999年10月23日
1999年12月11日
2001年4月1日
2002年4月1日

2003年4月1日
2004年4月1日
2005年4月1日
2006年4月1日
2007年4月1日
2007年10月1日
2008年4月1日
2009年4月1日
2010年4月1日
2011年4月1日
2012年4月1日
2013年4月1日
2014年4月1日
2015年4月1日
2016年4月1日
2017年4月1日
2019年4月1日
2020年4月1日
2020年7月18日
2021年4月1日
2022年4月1日
2023年4月1日
2024年4月1日

第1章　総則

(目的)

第1条　本学大学院は、社会及び自然に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。ただし、各研究科の目的については、当該研究科規則において定める。

(点検及び評価)

第1条の2　本学大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、

そのことを通じて教育研究等の質の向上を図る。

(課程)

第2条　本学大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3　博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(標準修業年限等)

第3条　修士課程及び博士課程の標準修業年限は、次のとおりとする。

(1)　修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(2)　博士課程の標準修業年限は、5年とする。

2　前項第2号の博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3　第1項第2号の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4　食品薬品総合科学研究科は、後期3年の課程のみの博士課程で、その標準修業年限は3年とする。

5　この学則において、第2項における前期2年の課程は「修士課程」といい、第2項及び第4項における後期3年の課程は「博士後期課程」という。

(長期履修制度)

第3条の2　各研究科において、教育上特に有益であると認められるときは、別に定める規定により、長期履修制度を適用することができる。

第2章　研究科の組織

(研究科)

第4条　本学大学院に、次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2　各研究科ごとの修士課程及び博士課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	研究科の修士課程、博士課程の別
法学研究科	法学専攻	博士課程

	国際関係法学専攻	修士課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
	経営学専攻	修士課程
人間文化学研究科	人間行動論専攻	博士課程
	地域文化論専攻	
心理学研究科	心理学専攻	博士課程
総合リハビリテーション学研究科	医療リハビリテーション学専攻	博士課程
	社会リハビリテーション学専攻	修士課程
栄養学研究科	栄養学専攻	修士課程
薬学研究科	薬学専攻	博士課程
食品薬品総合科学研究科	食品薬品総合科学専攻	博士課程

第3章　学生定員

(学生定員)

第5条　本学大学院各研究科の学生定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	8	16	3	9		
	国際関係法学専攻	4	8				
経済学研究科	経済学専攻	3	6	2	6		
	経営学専攻	3	6				
人間文化学研究科	人間行動論専攻	4	8	2	6		
	地域文化論専攻	6	12	2	6		
心理学研究科	心理学専攻	18	36	2	6		
総合リハビリテーション学研究科	医療リハビリテーション学専攻	3	6	3	9		
	社会リハビリテーション学専攻	2	4				

栄養学研究科	栄養学専攻	6	12				
薬学研究科	薬学専攻					3	12
食品薬品総合科学研究科	食品薬品総合科学専攻			2	6		

第4章　教育方法及び履修方法等

(教育方法)

第6条　本学大学院各研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第6条の2　各研究科において教育上特別の必要があると認められるときは、各研究科規則の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法等)

第7条　各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。

2　教員の免許状を得ようとする者は、別に定める教職課程履修規則に従い、必要な専門教育科目を履修しなければならない。

本学大学院において取得できる教育職員免許状は次のとおりである。

区分	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
法学研究科 法学専攻　修士課程 国際関係法学専攻　修士課程	社会	公民
経済学研究科 経済学専攻　修士課程 経営学専攻　修士課程	社会	公民
人間文化学研究科 人間行動論専攻　修士課程	社会	公民
人間文化学研究科 地域文化論専攻　修士課程	社会 国語 英語	地理歴史 国語 英語

栄養学研究科 栄養学専攻　修士課程	栄養教諭専修免許状

3　心理学研究科において、公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

4　多様なメディアを高度に利用する授業を、当該授業を行う教室等以外の場所(外国を含む。)で履修させることができる。

(単位の認定)

第8条　授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条　本学大学院各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)及び他の大学院において、学校教育法に規定する特別の課程(以下、「特別の課程」という。)の履修により修得した単位を、15単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における修得単位の認定)

第9条の2　本学大学院各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科の定めるところにより他の大学院(外国の大学院を含む。)又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位及び他の大学院において特別の課程の履修により修得した単位を、15単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は、学生が協定に基づき外国の大学院に留学する場合に準用する。

3　交換留学又は派遣留学に関する規定は、別に定める。

(単位認定の上限)

第9条の3　第9条及び第9条の2第1項により認定する単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(在学期間の短縮)

第9条の4　研究科は、第9条の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(博士後期課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超え

ない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2　前項の規定は、修士課程を修了した者の第14条第1項及び第2項に規定する博士課程における在学期間については、適用しない。

(研究指導)

第10条　本学大学院研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間が1年を超えないものとする。

第5章　課程の修了要件及び学位

(修士課程の修了要件)

第11条　修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、各研究科において定める所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の前期の課程の取扱い)

第11条の2　第3条第2項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1)　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2)　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査

第12条　削除

(修士課程の最終試験)

第13条　修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験並びに修士論文の最終試験に関し必要な事項は別に定める。

(博士課程の修了要件)

第14条　博士課程の修了要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、当該研究科において定める所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2　第11条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3　前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

4　第1項の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程の修了要件は、本研究科に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

5　第1項の規定にかかわらず、専門職学位の課程を修了した者の在学期間に関しては、3年(専門職大学院設置基準による法科大学院の課程を修了した者にあっては2年)以上とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の最終試験)

第15条　博士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は別に定める。

(学位の授与)

第16条　本学大学院各研究科の修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。ただ

し、学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとする。

2　本学大学院の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。ただし、学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとする。

3　本学大学院法学研究科、経済学研究科、人間文化学研究科、総合リハビリテーション学研究科、薬学研究科又は食品薬品総合科学研究科に博士の学位論文を提出した者には、別に定める本学学位規則により博士の学位を授与することができる。ただし、学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとする。

4　学位の授与に関し必要な事項は、本学学位規則によるものとする。

第6章　入学・休学及び退学

(入学の時期)

第17条　本学大学院への入学の時期は毎学年の始めとする。ただし、各研究科において必要と認めるときは、入学の時期を後期の始めとすることができる。

(修士課程の入学資格)

第18条　本学大学院修士課程に入学をすることができる者は次の各号の一に該当する者とする。

(1)　学校教育法第83条に定める大学(以下「大学」という。)を卒業した者

(2)　学校教育法第104条第7項の規定に基づき学士の学位を授与された者

(3)　外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院各研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(8)　本学大学院各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(博士後期課程及び薬学研究科博士課程の入学資格)

第19条　本学大学院博士後期課程に入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者

(2)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(3)　文部科学大臣の指定した者

(4)　本学大学院各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

2　本学大学院薬学研究科博士課程に入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　修業年限を6年とする大学の薬学を履修する課程を卒業した者

(2)　外国において学校教育における18年の課程を修了した者

(3)　文部科学大臣の指定した者

(4)　本学大学院薬学研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める過程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学合否の決定)

第20条　本学大学院各研究科へ入学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、入学試験を行い、合格又は不合格を決定する。当該研究科の修士課程を修了し、博士後期課程へ入学を志願する者についても同様とする。

(入学志願の手続)

第21条　入学志願者は一定の期日までに所定の必要書類を提出することとする。

(入学の許可及び入学手続)

第22条　入学試験に合格し、一定の期日までに所定の納入金を納めた者に対しては、入学を許可する。

2　入学を許可された者は、一定の期日までに本人と保証人連署の保証書及び別に定める書類を提出しなければならない。

3　保証人は父母又はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果し得る者でなければならない。

4　学生が保証人を変更しようとするときは、直ちに届け出なければならない。

5　学生が住所、氏名を変更したときは、保証人連署の上、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第23条　病気その他やむを得ない理由によって、引き続き3か月以上就学できない者は、保証人連署の上、願い出て休学の許可を得なければならない。ただし、病気による場合は医

師の診断書を添付することとする。

2　休学の期間は1年以内とする。ただし、願い出によってさらに1年以内でその期間を延長することができる。

3　休学期間は通算して2年をこえることができない。

4　休学期間は所定の在学期間に算入しない。

(復学)

第24条　休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。ただし、病気による休学の場合は医師の診断書を添付することとする。

(退学)

第25条　病気その他やむを得ない理由によって、退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

(再入学)

第26条　前条により退学した者が、再入学を願い出たときは、その事情を調査の上許可することができる。

2　再入学の時期は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(最長在学年数)

第27条　本学大学院における最長在学年数は、次のとおりとする。

(1)　修士課程　4年

(2)　博士後期課程　6年

(3)　薬学研究科博士課程　8年

第7章　科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生

(科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生)

第28条　本学大学院各研究科に科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生をおくことができる。

(科目等履修生の許可)

第28条の2　学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者が、本学大学院各研究科修士課程の授業科目の履修を願い出た場合、修士の学位を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者が、本学大学院各研究科博士後期課程及び薬学研究科博士課程の授業科目の履修を願い出た場合は、当該研究科委員会の議を経て、これを科目等履修生として許可することができる。

(特別聴講学生の許可)

第28条の3　他大学大学院との協定に基づき、当該大学院の学生が本学大学院各研究科の授業科目の聴講を願い出た場合は、当該研究科委員会の議を経て、これを特別聴講学生として許可することができる。

(聴講生の許可)

第28条の4　本学大学院各研究科の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、これを聴講生として許可することができる。

(準用規定等)

第28条の5　科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生については、第5章を除き本学則を準用するとともに、別に定める大学院科目等履修生規則、大学院特別聴講学生規則及び大学院聴講生規則によるものとする。

第8章　外国人留学生

(外国人留学生)

第29条　外国人留学生に関する規定は別に定める。

第9章　学年・学期及び休業日

(学年)

第30条　本学大学院の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条の2　学年は次の2学期に分ける。

前期　4月1日から9月30日まで

後期　10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第30条の3　本学大学院の休業日は次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)　本学創立記念日　1月23日

(4)　夏期　8月1日から9月30日まで

(5)　冬期　12月21日から翌年の1月10日まで

(6)　春期　3月15日から3月31日まで

2　必要がある場合は学長は、前項の休業日を臨時に変更できる。

3　その他臨時の休業日は学長が定める。ただし、第1項の第4号、第5号及び第6号の場合でも必要に応じて授業を行うことがある。

第10章　学費等

(学費等)

第31条　本学大学院に入学を願い出る者は、入学検定料を納めなければならない。

第31条の2　本学大学院の入学試験に合格した者は、入学金を納めなければならない。

第31条の3　学生は、学費を納めなければならない。

第31条の4　入学検定料、入学金、学費の金額は、次のとおりとする。

(1)　入学検定料　35,000円　ただし、本学学部卒業者(卒業見込みの者を含む。)及び本学大学院に在籍したことのある者の入学検定料は18,000円とする。

(2)　入学金、学費

(単位　円)

種類＼研究科・専攻		法学研究科		経済学研究科	
		法学専攻	国際関係法学専攻	経済学専攻	経営学専攻
入学金		200,000	200,000	200,000	200,000
学費(年額)	授業料	396,000	396,000	396,000	396,000
	施設設備維持充実費	110,000	110,000	110,000	110,000
	総額	506,000	506,000	506,000	506,000

種類＼研究科・専攻		人間文化学研究科		心理学研究科	総合リハビリテーション学研究科	
		人間行動論専攻	地域文化論専攻	心理学専攻	医療リハビリテーション学専攻	社会リハビリテーション学専攻
入学金		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
学費(年額)	授業料	396,000	396,000	540,000	506,000	451,000
	施設設備維持充実費	110,000	110,000	180,000	154,000	143,000
	総額	506,000	506,000	720,000	660,000	594,000

種類＼研究科・専攻		栄養学研究科	薬学研究科	食品薬品総合科学研究科
		栄養学専攻	薬学専攻	食品薬品総合科学専攻
入学金		200,000	200,000	200,000
学費(年額)	授業料	462,000	506,000	506,000
	施設設備維持充実費	154,000	154,000	154,000
	総額	616,000	660,000	660,000

2　再入学を許可された者の入学金は、100,000円とする。

3　学費は、前期及び後期に分けて納入するものとする。

4　前3項に定める納入金の納入方法等については、別に定める。

5　各研究科の長期履修制度における学費については、別に定める。

6　第23条に規定する休学期間中の学費については、別に定める。

7　入学検定料、入学金及び学費の金額は、減免することがある。入学検定料、入学金及び学費の減免については、別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生の納付金)

第31条の5　科目等履修生の納付金の種類及び金額は次のとおりとする。納入方法等については別に定める。

(1)　検定料……5,000円

(2)　科目等履修料

ア　法学研究科、経済学研究科、人間文化学研究科、心理学研究科、総合リハビリテーション学研究科社会リハビリテーション学専攻の場合

1単位につき……12,000円

イ　総合リハビリテーション学研究科医療リハビリテーション学専攻、栄養学研究科、薬学研究科、食品薬品総合科学研究科の場合

1単位につき……20,000円

2　特別聴講学生の納付金の種類及び金額は次のとおりとする。納入方法等については別に定める。

(1)　登録料……5,000円

(2)　特別聴講料

ア　法学研究科、経済学研究科、人間文化学研究科、心理学研究科、総合リハビリテー

ション学研究科社会リハビリテーション学専攻の場合

1単位につき……12,000円

イ　総合リハビリテーション学研究科医療リハビリテーション学専攻、栄養学研究科、薬学研究科、食品薬品総合科学研究科の場合

1単位につき……20,000円

(3)　原則として第1号及び第2号によるほか、他大学大学院との協定による。

3　聴講生の納付金の種類及び金額は次のとおりとする。納入方法等については別に定める。

(1)　登録料……5,000円

(2)　聴講料　1単位につき……5,000円

4　本学大学院に在籍したことのある者の科目等履修料、特別聴講料及び聴講料は半額とし、また本学学部卒業者の聴講料は半額とする。

第31条の6　既納の入学検定料、入学金、学費は返還しない。

第31条の7　学費を納入期限後(前、後期とも)2か月以内に納入しない者は除籍する。ただし、除籍をうけた者は、1か月以内に復籍を願い出ることができる。

2　前項により復籍を願い出なかった者が、再入学を願い出た時は、選考のうえ、これを許可することができる。

3　再入学の時期は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

4　災害等特別な事情がある場合は、第1項の期日を変更することができる。

第11章　賞罰

(賞罰)

第32条　学業が特に優秀な者又は学生の模範となる行為をした者は表彰する。

第33条　この学則に違反し、又は学生の本分にもとる行為があると認められる者は、懲戒する。

第34条　懲戒は戒告、停学及び退学とする。

2　懲戒処分手続は、別に定める。

第35条　退学は次のいずれかに該当する者に対して行う。

(1)　品行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3)　その他、別途、各研究科において遵守又は禁止するものとして定める事項に反した者

第12章　職員組織及び運営組織

(学長及び研究科長)

第36条　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2　各研究科に研究科長を置く。

3　研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

(大学院担当)

第37条　本学大学院における授業及び研究指導は本学大学院担当教員がこれを行う。

2　大学院担当教員任用については、別に定める。

(大学院委員会)

第38条　本学大学院に大学院委員会を置く。

2　大学院委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　学長

(2)　副学長

(3)　各研究科長

(4)　各研究科の教授各1名

(5)　教務センター所長、入学・高大接続センター所長及び学生支援センター所長

3　学長は、大学院委員会の委員長となる。

4　大学院委員会は、大学院の教育研究に関する重要事項を審議する。

5　大学院委員会に関する規定は、別に定める。

(研究科委員会)

第39条　本学大学院各研究科に研究科委員会を置く。

2　研究科委員会は、大学院担当教員をもって組織し、研究科長を議長とする。

3　研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学及び課程の修了

(2)　学位の授与

(3)　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4　研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(事務組織)

第40条　本学大学院の事務を処理するため、事務組織を設ける。

第13章　研究施設及び設備等

(学生研究室等)

第41条　本学大学院に学生研究室、演習室及び実験実習室を置く。

2　本学大学院学生は、研究のため本大学の施設・設備を利用することができる。

(福利厚生施設)

第42条　本学大学院学生は、本学の福利厚生施設を利用することができる。

第14章　心理臨床カウンセリングセンター

(心理臨床カウンセリングセンター)

第43条　本学大学院に心理臨床カウンセリングセンターを置く。

2　心理臨床カウンセリングセンターに関する規定については、別に定める。

附　則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附　則(昭和50年4月1日)

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附　則(昭和51年4月1日)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附　則(昭和52年4月1日)

1　この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、入学検定料は、昭和52年度入学志願者から適用する。

2　経済学研究科の博士後期課程総定員については、第5条の規定にかかわらず、昭和52年度は5名、昭和53年度は10名、昭和54年度は15名とする。

附　則(昭和53年4月1日)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度以前の入学生の学費についてはなお従前の規定による。

附　則(昭和54年4月1日)

1　この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、入学検定料は、昭和54年度入学志願者から適用する。

2　食品薬品総合科学研究科の博士後期課程総定員については、第5条の規定にかかわらず、昭和54年度は4名、昭和55年度は8名、昭和56年度は12名とする。

附　則(昭和55年4月1日)

1　この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、昭和55年度入学志願者から適用する。

2　昭和54年度以前の入学生の学費については、なお従前の規定による。

3　神戸学院大学大学院研究科委員会の設置等に関する規則(昭和49年4月1日制定)は廃止する。

附　則(昭和56年4月1日)

1　この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、入学時納付金に関するものについては、昭和56年度入学生から適用する。

2　昭和55年度以前の入学生の学費については、なお従前の規定による。

附　則(昭和57年4月1日)

1　この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、昭和57年度入学志願者から、入学時納付金に関するものについては、昭和57年度入学生から適用する。

2　昭和56年度以前の入学生の学費については、なお従前の規定による。

附　則(昭和58年4月1日)

1　この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2　昭和57年度以前の入学生の学費については、なお従前の規定による。

附　則(昭和59年4月1日)

1　この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

2　昭和58年度以前の入学生の学費については、なお従前の規定による。

附　則(昭和60年4月1日)

1　この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、昭和60年度入学志願者から適用する。

2　昭和59年度以前の入学生の学費については、なお従前の規定による。

附　則(昭和61年4月1日)

1　この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2　昭和60年度以前の入学生の学費については、なお従前の規定による。

附　則(昭和62年4月1日)

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附　則(1990年4月1日)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附　則(1990年4月1日)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附　則(1990年4月1日)

1　この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、1990年度入学志願者から、入学時納付金に関するものについては、1990年度入学生から適用する。

2　1989年度以前の入学生の学費については、なお従前の規定による。

附　則(1991年4月1日)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附　則(1992年4月1日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定は1991年7月1日から適用する。

附　則(1993年4月1日)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附　則(1994年4月1日)

1　この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、1994年度入学志願者から適用する。

2　人間文化学研究科の修士課程総定員については、第5条の規定にかかわらず、1994年度は人間行動論専攻8名、地域文化論専攻12名とする。

附　則(1995年4月1日)

1　この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、附則第2項については、同年2月24日から適用する。

2　阪神・淡路大震災による被災者の1995年度の学費及び1995年度入学志願者の入学検定料の納入については、第31条、第31条の3、第31条の4及び第31条の6の規定にかかわらず、減免等の特別の措置を講ずることができる。

附　則(1996年4月1日)

1　この学則は、1996年4月1日から施行する。

2　人間文化学研究科の博士後期課程総定員については、第5条の規定にかかわらず、1996年度は人間行動論専攻2名、地域文化論専攻3名、1997年度は人間行動論専攻4名、地域文化論専攻6名とする。

附　則(1996年7月25日)

この学則は、1996年7月25日から施行する。

附　則(1997年4月1日)

1　この学則は、1997年4月1日から施行する。

2　経済学研究科経営学専攻の修士課程総定員については、第5条の規定にかかわらず、1997年度は10名とする。

附　則(1998年4月1日)

1　この学則は、1998年4月1日から施行する。

2　法学研究科国際関係法学専攻の修士課程総定員については、第5条の規定にかかわらず、1998年度は8名とする。

3　薬学研究科薬学専攻の修士課程総定員については、第5条の規定にかかわらず、1998年度は42名とする。

附　則(1999年4月1日)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附　則(1999年10月23日)

この学則は、1999年10月23日から施行する。

附　則(1999年12月11日)

この学則は、1999年12月11日から施行する。

附　則(2001年4月1日)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附　則(2002年4月1日)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附　則(2003年4月1日)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附　則(2004年4月1日)

1　この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、2004年度入学志願者から適用する。

2　薬学研究科薬学専攻の修士課程収容定員については、第5条の規定にかかわらず、2004年度は50名とする。

3　薬学研究科医療薬学専攻の修士課程収容定員については、第5条の規定にかかわらず、2004年度は10名とする。

附　則(2005年4月1日)

1　この学則は、2005年4月1日から施行する。

2　台風23号(2004年)並びに新潟県中越地震による被災者の2005年度入学志願者の入学検定料の納入については、第31条、第31条の4及び第31条の6の規定にかかわらず、減免等の特別の措置を講ずることができる。

附　則(2006年4月1日)

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、第18条第5号については、2005年9月9日から適用し、第19条第1号については、2005年12月1日より適用し、第23条については、1999年度入学生から適用する。

附　則(2007年4月1日)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附　則(2007年4月1日)

1　この学則は、2007年4月1日から施行する。

2　第28条の2については、2007年度志願者から適用する。

附　則(2007年10月1日)

この学則は、2007年10月1日から施行する。

附　則(2008年4月1日)

1　この学則は、2008年4月1日から施行する。

2　人間文化学研究科心理学専攻の修士課程収容定員については、第5条の規定にかかわらず、2008年度は18名とする。

附　則(2009年4月1日)

1　この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前の入学生は従前どおりとする。

2　総合リハビリテーション学研究科医療リハビリテーション学専攻及び社会リハビリテーション学専攻の修士課程収容定員については、第5条の規定にかかわらず、2009年度は各々6名とする。

附　則(2010年4月1日)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附　則(2010年4月1日)

1　この学則は、2010年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第31条の4については、2009年度以前の入学生は従前どおりとする。

2　第4条及び第5条の規定にかかわらず、薬学研究科薬学専攻及び医療薬学専攻については、2010年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続する

ものとし、2010年度の薬学専攻の収容定員は20名、医療薬学専攻の収容定員は10名とする。

附　則(2010年4月1日)

1　この学則は、2010年4月1日から施行する。

2　実務法学研究科実務法学専攻の専門職学位課程収容定員については、第5条の規定にかかわらず、2010年度は155名、2011年度は130名とする。

附　則(2011年4月1日)

1　この学則は、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年度以前の入学者については、従前どおりとする。

2　総合リハビリテーション学研究科医療リハビリテーション学専攻の博士後期課程収容定員については、第5条の規定にかかわらず、2011年度は3名、2012年度は6名とする。

3　入学検定料については、2011年度入学志願者から、入学金については、2011年度入学生から適用する。

附　則(2012年4月1日)

1　この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、2012年度入学志願者から、入学金については、2012年度入学生から適用する。

2　第5条の規定にかかわらず、食品薬品総合科学研究科食品薬品総合科学専攻の博士後期課程収容定員については、2012年度は10名、2013年度は8名とし、薬学研究科薬学専攻の博士課程収容定員については、2012年度は3名、2013年度は6名、2014年度は9名とする。

附　則(2013年4月1日)

1　この学則は、2013年4月1日から施行する。ただし、2013年度大学院担当教員の任用手続きから適用する。

2　第5条の規定にかかわらず、2013年4月1日から実務法学研究科(法科大学院)の学生募集を停止し、同研究科実務法学専攻専門職学位課程の収容定員については、2013年度は70名、2014年度は35名とする。

附　則(2014年4月1日)

1　この学則は、2014年4月1日から施行する。

2　学費については2014年度入学生から適用する。ただし、2013年度以前の入学生の学費については、なお従前の規定による。

3　第3条の2及び第31条の4第5項については、2013年度以前の入学生は従前どおりとする。

附　則(2015年4月1日)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附　則(2016年4月1日)

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附　則(2017年4月1日)

1　この学則は、2017年4月1日から施行する。

2　第5条の規定にかかわらず、2017年度及び2018年度の大学院各研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	2017年度			2018年度		
		修士課程	博士後期課程	博士課程	修士課程	博士後期課程	博士課程
法学研究科	法学専攻	18	13		16	11	
	国際関係法学専攻	12			8		
経済学研究科	経済学専攻	13	12		6	9	
	経営学専攻	13			6		
人間文化学研究科	人間行動論専攻	12	6		8	6	
	地域文化論専攻	18	8		12	7	
	心理学専攻	36			36		
総合リハビリテーション学研究科	医療リハビリテーション学専攻	9	9		6	9	
	社会リハビリテーション学専攻	8			4		
栄養学研究科	栄養学専攻	16			16		
薬学研究科	薬学専攻			12			12
食品薬品総合	食品薬品総合		6			6	

科学研究科	科学専攻						

附　則(2019年4月1日)

1　この学則は、2019年4月1日から施行する。

2　第4条及び第7条については、2018年度以前の入学生は従前どおりとする。

3　人間文化学研究科心理学専攻は、第4条の規定にかかわらず、2019年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、収容定員については、2019年度は18名とする。

4　第5条の規定にかかわらず、心理学研究科心理学専攻の修士課程収容定員については、2019年度は18名とし、心理学研究科心理学専攻の博士後期課程収容定員については、2019年度は2名、2020年度は4名とする。

5　第5条の規定にかかわらず、栄養学研究科栄養学専攻の修士課程収容定員については、2019年度は14名とする。

附　則(2020年4月1日)

1　この学則は、2020年4月1日から施行する。

2　第31条の4第1項第2号については、2019年度以前の入学生は従前どおりとする。

附　則(2020年7月18日)

この学則は、2020年7月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附　則(2021年4月1日)

1　この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前の入学生は従前どおりとする。

2　前項ただし書きにかかわらず、第13条の規定は2019年度入学生から適用する。

附　則(2022年4月1日)

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附　則(2023年4月1日)

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附　則(2024年4月1日)

この学則は、2024年4月1日から施行する。